

がいこくせきんみん  
か い ぎ  
だい  
き  
い い ん て い あ ん せ つ め い し り ょ う  
**外国籍県民かながわ会議（第11期）委員提案説明資料**

部会名	じんけん きょういくぶかい 人権・教育部会
構成員	は さん う ぶ かい ち ょう き む え よん す ず き 河 相 宇 (部会長)、金 愛 蓮、鈴木 クリスチーナ 美 幸 山 本、 とう とく り ゆ う やま した ジュ ー リア 真 由 美、 リー ロイ ジャ シュ ン
内容	<p>【主に人権関係】</p> <p>1 高齢者の外国籍県民が安心して生活できるサポート体制 (人権一①)      2 子供を取り巻く環境の改善 (人権一②)      3 外国人の地方参政権導入 (人権一③)</p> <p>【主に教育関係】</p> <p>1 日本語教育を含む教育支援について (教育一①)      2 外国人起業家支援について (教育一②)      3 県立インターナショナル・コースの導入 (教育一③)</p> <p>※()内は該当ページ</p>

**外国籍県民かながわ会議（第11期）で話し合いたいこと**

<b>名前</b>	鈴木 クリストーナ 美幸 山本
<b>提案の タイトル</b>	高齢者の外国籍県民が安心して生活できるサポート体制
<b>内容</b>	<p>介護保険制度に関する基礎知識や、介護認定からサービス利用までの流れ等を外国人高齢者や、その家族等に対して、分かりやすく説明を多言語で説明するリーフレットの作成、高齢になる前から介護保険制度の知識得る、生活の中で身近に情報がある必要性と将来的困らないように認識を高める          （介護認定の資料は川崎市、横浜市では多言語であります）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通訳業務も欠かせない状況であるため、Mic かながわの協力と人材育成の協力をねがいます</li> <li>・高齢者交流事業を立ち上げて各自治体で利用できるサービスが外国籍住民へ届き、健康維持や介護予防の目的として利用できるサービス内容を多言語化推進検討（はり、きゅう、マッサージ、公衆浴場、スポーツ施設利用券）。</li> </ul>
<b>理由</b>	<p>日本では在住外国人の定住化・永住化に伴い、外国人高齢者は増え続けている。今後、日本に住む 外国人の高齢化はますます進んでいくと予想されます。          スタートとして、外国人高齢者の介護に関する実態・課題を把握するための調査 を実施する必要性（県内ではN P O団体ユッカの会が取り組みあります）</p> <p>外国籍高齢者は家族に支えられる方も多くいますが、一人で暮らしている方も少なくありません。介護サービスを受ける時は理解出来ない事も現実に起きて います。介護サービスを受けられる方の多くは日本語でのコミュニケーションが乏しく、その課題の解決は介護通訳の存在であり、県内では医療通訳事業の活動が素晴らしい成果を上げていますが、その事業の中にもう一つの分野を追加する事の可能性があれば介護通訳育成の依頼検討</p>

がいこくせきけんみん  
かいぎ  
だいき  
はなあ  
外国籍県民かながわ会議（第11期）で話し合いたいこと

なまえ 名前	河 相宇
ていあん 提案の タイトル	こどもとまかんきょうかいぜん 子供を取り巻く環境の改善
ないよう 内容	神奈川県 及び市町村での子供の人権を守る条例 制定
りゆう 理由	<p>最近 日本において外国人だけではなく日本人の子供を取り巻く環境が危機的であると思われます。これを少しでも解決する為に神奈川県 及び 県内の市町村で子供の人権を守る条例を制定し子供の人権を守りつつ、子供の意見を行政に反映し、子供や親子が安心して暮らせる社会にしないといけないと考える</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 日本は子供 幸福度ランキングでも先進国 38 位中 20 位</li> <li>- 自分自身に価値を持っている調査でも約 50%しかなく、自殺者は倍増している状況</li> <li>- 全国 不修学が約 2 万人（文部科学省）いて、神奈川県内の外国人の子供も 40%は修学案内が来ない状況</li> <li>- 外国人の子供に対しても差別、いじめがまだ学校内である状況</li> <li>- 学校でのサポートも限度があり、学校があまり関わりたくない状況 (川崎市は子供の権利条例を日本で初制定後 20 年経つ)</li> </ul> <p>子供の権利とは</p> <p>子どもが持つ人権のことであり、そこには親や保護者との適切な関係性を保持する権利、基本的な食事の必要を満たす権利、教育を受ける権利、保護とケアを受ける権利、子どもの年齢と発達の度合いから見て適切な刑法の適用を受ける権利、人間としての独自性を發揮する権利などが含まれる</p> <p>主要な権利として子供の最善の利益(第 3 条)、親からの分離禁止(第 9 条)、意思表明権(第 12 条)、虐待、放任からの保護(第 19 条)などがある</p>
びこう 備考	

がいこくせきけんみん  
か い ぎ  
外 国 籍 県 民 か な が わ 会 議 (第11期) で 話 し 合 い た い こ と

なまえ 名前	河 相 宇
ていあん 提案の タイトル	がいこくじん ち ほ う さん せ い け ん ど う に ゆ う 外 国 人 の 地 方 参 政 権 導 入
ないよう 内容	神奈川県 及び 市町村にて外国人の地方参政権 導入の検討
りゆう 理由	<p>神奈川県内の外国人数の増加に伴い、特に永住権を持つ外国人にも 地方参政権を導入し、社会の一員として政治や行政に参与してより良い社会に なるようにする</p> <p>神奈川県 外国人比率 -2019年: 212,567人 43人に1人が外国人 2.32%, 1985年 対比 4.5倍 増加 世界的には外国人の地方参政権を導入している国が多数あり 外国人労働者を誘引する政策を採用していた国などで導入 今後 日本も少子高齢化に伴い外国人労働者を誘引し、ますます多様化の社会になっていくことが予想されているので検討が必要であると考える</p>
びこう 備考	

**外国籍県民かながわ会議 (第11期) で話し合いたいこと**

<b>名前</b>	ファム ルーアンジー、山下ジューリア真由美、サリ アビシェク 唐 徳龍、金 愛蓮
<b>提案の タイトル</b>	日本語教 育を含む教 育支援について
<b>内容</b>	<p><b>学校教育について</b></p> <p>①公立小中学校向けのオンライン教材の作成 神奈川県のホームページにある教育支援部子ども教育支援課が作成した課題解決教材に、分かりやすい日本語で音声、画像を付け加える。</p> <p>②母語による学習支援 学習進度の低下などを防ぐため、母語を用いた授業又は学習支援を行う。</p> <p>③在県枠で入学した生徒の支援強化 在県枠で入学した日本語を母語としない生徒に対する日本語指導員または母語サポートーーを各学校に配置して常勤化させる。</p> <p>④新設夜間中学に日本語教育及び母語サポートーーを導入</p> <p><b>学校教育以外について</b></p> <p>⑤神奈川県の外国人(主に大人向け)の目標ある日本語学習</p> <p>⑥日本語能力検定 N3 合格報奨金の支給 日本国内で受験した外国人県民に対し、日本語能力検定試験 N3 に合格した場合には 1 万円、N4 に合格した場合には 5 千円のお祝金を給付する。これは日本国内の受験者に限り、且つ一回だけの給付金とする。支給に当たっては日本語能力検定試験の結果通知書が届いてから 1 年間有効とする。また、日本語学校の学生、大学生は対象外とする。</p> <p>⑦地方自治体の日本語教室の体系化</p>
<b>理由</b>	<p><b>学校内教育について</b></p> <p>①神奈川県では、多くの小中学校に日本語クラスがあるが、すべての学校にあるわけではない。現在、愛川町で生活保護世帯、生活困窮世帯の学習支援教室のコーディネーターとの仕事をしている中で、気が付いた点がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本の教育を受けていない外国籍の保護者は、学校の宿題などの手伝いが</li> </ul>

	<p>できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>来日してから日が浅いため、親子で日本語の語彙がなく、普通の日本語で勉強することが困難である。</li> <li>ほとんどの外国人の仕事が不安定のため、経済的に子どもを塾に通わせる事が難しい。</li> <li>コロナ禍で、自宅待機時に子ども自身が、家で勉強することになったが、子どもがきちんと勉強できているかどうか分からず、保護者は見守る事しかできなかった。</li> </ul> <p>②教育現場において新たに来日した人などには日本語の支援がされているが、日本語ができないとなかなか授業についていくことができないという問題がある。そもそも日本語を母語としない生徒にとって、外国語である日本語で何か新しい概念を理解するということは難しいと考えられる。そのため、他の生徒と比べ学力の低下や進度の遅れという問題が存在する。従って、日本語の支援をする一方で、母語での授業又はそれに類するような学習支援を初期の段階で一部実施することが良いのではないかと考える。</p> <p>支援があるかないかでその後の本人の可能性や人生に大きく影響を与えることを考えると、意味があると考える。</p> <p>③2022年度より在県枠で高校入試を受ける際の要件である在日年数が、3年から6年に延びた。このことは入試対象者が2倍に増えたと言える。一方で、在県枠校は5校増えたが、支援体制の不備が予想される。在県枠校の定員の増加と対象学習者の日本語レベルの差による学習能力とを補うような支援を要請する。</p> <p>現在はほとんどの在県枠校での日本語及び母語サポートはボランティアによるもので、学校生活を送る生徒の様子や教科の進み具合が分からず、教科と連携の取れない日本語支援になっている。支援者及びサポーターが常勤することで、生徒のニーズと教員のニーズとを結び付けられるため要請する。</p> <p>④県央地区に2022年度より新設する夜間中学に日本語を母語としない生徒が入学することを想定して、日本語を教科に入れて支援すること及び母語サポートを導入することを要請する。</p> <p><b>学校教育以外について</b></p> <p>⑤外国籍県民にとって、日本での生活の一番の壁は日本語である。大学や日本</p>
--	---

語学校への留学などの学習目的で来日する場合には、すでに日本語学習に着手しているケースが多いが、実習生、配偶者やその子供、大学院生などは、基礎的な日本語能力が無いまま来日するケースが多くなっている。その結果、生活に必要な注意書きや地域の規則を理解することができず、誰かに相談することもできず、そして地域社会に溶け込めずに孤立するケースが見受けられる。果ては限定された言語グループだけの付き合いから、耳目を集めのような犯罪に手を染めることもある。

これは地域社会にとって大きなリスクであり、外国籍県民が社会に参加する手助けをすることは、日本の社会や県民にとっても利益が大きいものと考える。

日本語能力検定試験 N2 の合格者は日本の企業で勤務することができ、日本での生活資力を持つことができる。一方、日本語能力検定試験 N3 レベルは生活するために必要だが、労働者としての言語レベルとしては不十分である。このようなレベルへの到達支援は地方公共団体の生活支援の枠組みで行うことが望ましいと考える。

N3 レベルの格安の言語学習プログラム（教材、ネット配信）を提供することで上記制度を実効性があるものにできる。また、この言語学習を地域住民との何らかの関わりに組み込むことができるのであれば、孤立している外国籍県民の社会参加の促進が期待できる。

⑥日本に住んでいる外国人で本当に日本語が「使える」人口は非常に少ない上に、民間の日本語学校に通うと結構なお金を必要とする。市町村が運営・運用する殆どの日本語の授業には定められた目標はなく、誰がいつ参加しても良いようになっているため、なかなか上達に繋がり難い。そこで、例えば日本語検定を目標に無償・低成本で授業を実施すれば多くの外国人が興味も示し、結果的に日本語の学習者も増えると考えられる。そうなれば、次第に多言語化の必要性も徐々に減ってくる可能性がある。

⑦地方自治体の日本語教室はボランティアで運営されており、目標のない支援にとどまっている場合が多いことから、学習者のニーズに沿った教材や学習者の目標達成に向けた指導ができるようにボランティア養成及び教室の体系化を要請する。

がいこくせきけんみん かいぎ だい き はな あ  
外国籍県民かながわ会議（第11期）で話し合いたいこと

なまえ <b>名前</b>	ロイ リー
ていあん <b>提案の タイトル</b>	がいこくじんきぎょうかしょん 外国人起業家支援について
ないよう <b>内容</b>	<p>外国人は日本人より高い起業率を有していて、特に飲食店などのビジネスではローカルな雇用を作り出し、地元の経済に貢献している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県から外国人起業家に初期資金として助成金を出す。</li> <li>② 日本で起業するプロセスについて説明会やワークショップを開く（外注可能）</li> <li>③ 外国人起業家支援する法律事務所などを紹介する</li> <li>④ 神奈川外国人起業家の名簿を作り、ネットワークを構築し、持続可能やコミュニティを目指す。</li> </ul> <p>県内の企業（特に中小企業）に向けて、外国人人材を採用したあとの育成、異文化コミュニケーション、社内ダイバーシティとインクルージョンの推進等に関するワークショップ形式の研修を提供する。</p>
りゆう <b>理由</b>	<p>外国人は日本人より高い起業率を有していて、特に飲食店などのビジネスではローカルな雇用を作り出し、地元の経済に貢献している。が、日本では起業するプロセスは外国人にとって大変難しくて、会社をどう登録するとか、書類の準備どうすればいいのか、ローンどう組むのか、かなりのハードルがあります。</p> <p>近年会社に外国人人材の採用が進み、日本の会社で働く外国人の割合が増えています。ただ、採用したあとに文化やビジネスの常識の違いにより、衝突が生じ、外国人人材がなかなか活用できていない・定着しない現状があります。その場合、外国人に日本のビジネスマナーなどを押し付けるのではなく、会社側が多様な人材が活躍できるような環境作りが求められます。しかし、大企業の場合はそういった社内研修やノーハウがある一方、中小企業ではそういうことに力入れる金銭的・人材的余裕がない。そこでは県の予算を使って中小企業の外国人人材採用・育成に支援すべく。中小企業の外国人採用の不安を解消、県内企業の diversity and inclusion を進め、外国人人材が就労したあとの定着を図る。</p>
びこう <b>備考</b>	

がいこくせきけんみん  
外国籍県民かながわ会議 かいぎ (第11期) はなしあ  
で話し合いたいこと

なまえ 名前	サリ アビシェク
ていあん 提案の タイトル	けんりつ 県立インターナショナル・コースの導入 どうにゅう
ないよう 内容	<p>将来のグローバル・リーダーを育てるために日本人の子供達にも国際的教育を与える必要がある。民間のインターナショナル・スクールは学費が高く、多くの日本人の親は思っていてもそこに通わせる事は出来ない。行政が運営する学校なら日本の子供達も、外国籍の子供達にも国際的な教育を無料・安く提供する事が可能になる。国際的な環境で日本人及び外国籍の子供達が一緒に勉強する事で多文化共生も実現できる。</p> <p>現在は東京都立国際高等学校や横浜国際高等学校等ありますが、高校になってからいきなり英語での教育を受ける事は大変になります。小学校から英語での教育を受けるとその先の教育または海外での留学も検討しやすくなり、国政的な人材を育成する事が可能となります。</p> <p>新たに国際学校の設立ではなくとも既存の公立の学校でインターナショナル・コースを導入する事でより多くの子供達に英教育を受けてもらうことが可能になると考えます。</p> <p>公立学校にインターナショナル・コースを導入する事で日本人の子供達も外国籍の子供達も同じところで勉強する事が出来、多文化共生を実現可能となります。</p> <p>インターナショナル・コースとそれ以外の子どもとの交流など、お互いを理解する良いきっかけになると思います。</p>
りゆう 理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 民間のインターナショナル・スクールが高くて多くの子供達は入れない</li> <li>② 外国人が運営する学校なら英語が苦手な日本人の親も遠慮する</li> <li>③ 多額の学費を払えない外国籍県民も多数いる</li> <li>④ 子供の頃から多文化共生を育む良い機会になる</li> </ul>
びこう 備考	本提言案の実現に様々なチャレンジも予想されます。

- |  |  |
|--|--|
|  | <p>① 新たにインターナショナルスクールを設立することは不可能。<br/>→ 新たな学校を設立する必要はなく、現存する公立学校の中でインターナショナルコースを紹介する事でこの問題は解決できる。</p> <p>② 県立の学校でインターナショナルコースで教えられる教師がいない<br/>→ 他のインターナショナルスクールでの経験がある外国人教師を雇う。そうすることによって公立学校でも外国人教師の採用が可能になります。また、経験はあるが就職が難しい外国人教師の雇用問題の解決策にもなります。</p> <p>③ 現在も学校内には外国籍の子供達がいるが、そこを生かしきれていない。<br/>→ インターナショナルコースに申し込む子供達に加え、希望する他の外国籍の子供達がコース変更できるような仕組みを作る。</p> |
|--|--|